**美祢市医療・介護連携ネットワークシステム**

**「みねっとわーく」利用上の留意事項【令和元年7月1日版】**

**１　「みねっとわーく」のセキュリティ対策**

**（１）利用端末（パソコン、タブレット、スマートフォン）とパスワードについて**

➢施設の管理者は、「みねっとわーく」を利用するスタッフと利用端末について把握し、台帳に記載して、適正に利用されているか確認する。

➢OS、ブラウザは、最新のものにして、ウイルス対策ソフトを導入してください。ファイル交換ソフトはインストールしない。

➢「みねっとわーく」（メディカルケアステーション）のパスワードは保存しないでください。パスワードは3か月に一度程度変更する。

➢端末を起動する際のパスワード（画面ロック）は、8文字以上英数字混じりのものに設定する。

➢端末を他者（自分の家族含む）に渡す（機種変更する、譲渡する、リースを終えて返却するなど）場合には、内容を徹底的に消去し、他者が「みねっとわーく」を利用したり、端末内に残っているデータが観覧できないようにする。

**（２）利用機器の紛失・盗難の際の対応**

　➢直ちに施設の長へ報告する。

➢他の端末を使い、メディカルケアステーションにアクセスし、当該パスワードを変更する。

➢「みねっとわーく」事務局に、詳しい状況を電話やメールで通知してください。必要により、「みねっとわーく」事務局から運営会社である日本エンブレース社に連絡し、その利用者の利用を停止してもらう。

➢端末の携帯電話会社等に連絡し、可能なら機器のリモートロックなどの処置をしてもらう。

**（３）他の連携方法との使い分けや併用**

「みねっとわーく」は連携手段一つであり、万能ではありません。必ず状況に応じて、他の連携方法との使い分けや併用をする。

➢急ぐ場合は、電話で連絡をする。

➢規則上、文書が必要な場合は紙の文書を使用する。

➢デリケートな内容の場合は対面で行う。

など。

**（４）「みねっとわーく」で利用する端末のセキュリティ対策**

**盗難・紛失対策**

➢メディカルケアステーションのパスワードは保存しない。

➢パスワードで、画面をロックする（8桁以上の英数字＆記号の組み合わせで）

➢携帯電話会社のリモートロックやデータの強制サービスの強制消去サービスを利用する。

　**ウイルス感染対策**

➢OSやアプリは常に最新の状態にアップデートする。

➢不要なアプリはインストールしない。

➢アプリは信頼できる場所（メーカーやキャリアが用意する正規のアプリケーション・ストア）からインストールする。

➢Android端末の設定画面で「提供元不明のアプリ」という項目のチェックを外しておく

➢Android端末では、アプリをインストールする際にアクセス許可を確認する。不自然なアクセス許可や疑問に思うアクセス許可を求められた場合には、そのアプリのインストールを中止する。

➢メールの添付ファイル、URLリンクを不用意に開かない。

➢ウイルス対策ソフトや不要な通信を遮断するファイヤウォールソフト等などのセキュリティソフトを導入する。携帯電話会社のセキュリティ対策サービスを利用する。

　**情報漏洩対策**

➢安全な回線（携帯電話の回線や施設内の無線LAN）を使用する。街中などの無線LANスポット（Wi-Fi環境）は利用しない。

➢許可されたスタッフ以外とは、端末の共有はしない（自分の家族にも使わせない）。

➢無線LANを利用する場合、親機やサービスの設定として、SSIDをステルス設定（自分の存在を知らせるためのビーコン信号を停止させ、見えなくなる設定。機器の使用説明書を参照）にする。

**２「みねっとわーく」管理台帳の内容**

　各施設又は組織において、完全非公開型・医療介護用SNS[メディカルケアステーション]（以下、MCSという。）の利用に関して、下記の内容の台帳を作成し、管理する。

➢「みねっとわーく」の管理責任者

➢MCSの管理者として、MCSの管理者権限を付与した人（実際に、スタッフの登録・削除・変更などの作業を行う者）

➢MCS利用者のリスト

　　１）氏名・所属・職種

　　２）MCSのID（登録メールアドレス）

　　３）利用開始日

　　４）利用端末（複数の場合全て）

　　　・種類（PC、タブレット、スマホ）・機種の名称

　　　・利用端末の利用場所　施設内・施設外（具体的に）

　　　・利用するネットワークの種類（施設内有線LAN・施設内無線LAN・キャリア）

　　　　公衆無線LANは不可

　　　・端末起動時パスワードの設定の有無

　　　・コンピュータウイルス対策ソフト導入の有無

　　　・業務に使用しないアプリケーションや機能について、削除又は停止、あるいは業務に対して影響がないことの確認

５）「みねっとわーく」運用ポリシー、「みねっとわーく」運用上の留意事項の確認

６）従事者誓約書の取得年月日

**３　参考資料**

厚生労働省　医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000166260.pdf>

（P64-67）

6.9　情報及び情報機器の持ち出しについて